

## 1 予備調査委員会及び本調査委員会に提出した画像データについて

(1) 本件マウス実験の画像データが保存されていたパソコンは、信州大学に設置されていた証人使用のパソコン、及び、証人の私物パソコンですか。もしそれ以外にあれば、教えてください。

(2) どのパソコンに保存されていた何枚の画像データを予備調査委員会及び本調査委員会に提出しましたか。

(3) 丙88・73頁には、「A先生のPCで組み写真を作る前の元となる一枚ずつの写真を見せてほしい」との宮武氏の質問に対し、事務局が「以前、A先生のPCを確認したところ、存在しなかった。データは産婦人科のPCに保存されているもののみ。転勤に伴い消した可能性もある。これもヒアリングで聞いてほしい」と回答しています。

ここでいう「A先生のPC」及び「産婦人科のPC」とはどのパソコンを意味するのですか。

## 2 平成27年12月28日のプログレスミーティングについて

(1) 丙84・丙85の予備調査委員会の資料によれば、プログレスミーティングにおいて、甲17の31・32枚目のマウス海馬の画像はN=1の結果であることを証人が説明したとされており、丙88・80～81頁の本調査委員会のヒアリングでも、プログレスミーティングに参加した安藤大史氏及び井田耕一氏が、N=1の結果であることを証人が強調していたとされています。

証人が、プログレスミーティングにおいて、甲17の31・32枚目のマウス海馬の画像はN=1の結果であることを説明したことは間違いありませんか。

(2) プログレスミーティングにおいて、甲17の31・32枚目のマウス海馬の

画像はN＝1の結果であることを原告池田修一及び塩沢教授は理解していましたか。

(3) 原告池田修一は、プログレスミーティングにおける証人の説明ではN＝1の結果であることは分からなかったと主張しています。プログレスミーティングにおける、N＝1の結果である旨の証人の説明は不十分であったと考えますか。

(4) 丙88・80頁・Q11には、「組み写真（甲17の31・32枚目のマウス海馬の画像）以外のものも多数存在していることを確認した」とされています。

プログレスミーティングにおいて、甲17の31・32枚目のマウス海馬の画像（組み写真）以外のマウス海馬の画像について、その存在を原告池田修一は認識していなかったと考えますか。

(5) 本調査委員会に提出されたプログレスミーティングの資料（丙86の95～113頁）は、証人が提出したものでですか。

(6) 本調査委員会に提出されたプログレスミーティングの資料は計19枚ですが、本件訴訟で提出されたプログレスミーティングの資料（甲17）は上記19枚を含む計47枚となっています。本調査委員会に提出されたプログレスミーティングの資料と本件訴訟で提出されたプログレスミーティングの資料が異なる理由を教えてください。

3 平成30年1月9日付け証拠申出書別紙尋問事項書（証人A）記載の以下の尋問事項

4項（1）～（5）

5項（1）～（5）

6項（1）～（5）（甲7とあるのは甲17の誤記である）

7項 (1) ~ (3)

8項 (1) ~ (5)

12項 (1) ~ (2)

13項

14項 (1) ~ (3)

15項 (1) ~ (4)

以上

尋問事項書（証人A）

- 1 証人が本件マウス実験を実施することになった経緯
- 2 本件マウス実験の実施過程における原告池田修一及び塩沢教授とのやり取りの経過
- 3 動物実験に関する一般的な事項
  - （1）動物実験により取得されるデータの信頼性を確保するために、どのような手続が必要とされているか。
  - （2）事前の動物実験計画の作成・承認の必要性について
  - （3）実験ノート作成・保存、記載内容について
  - （4）動物実験で得られた血清、臓器標本、画像の保存・管理について
  - （5）その他動物実験に関する一般的な事項
- 4 平成26年3月5日初回接種のマウス実験の内容と科学的な評価
  - （1）当該実験につき、何匹のマウスを用いたか、いつ各ワクチン等を接種したNF-kBp50欠損マウスから血清を採取したか、どの血清を用いて別の正常なマウスの脳切片にふりかけたか、いつどの臓器を摘出したか、脳以外のどの臓器を観察・評価したか。
  - （2）上記（1）の実験デザインにつき、事前に動物実験計画を作成していたか、また、当該計画の承認を得ていたか。
  - （3）当該実験に関し、各ワクチン等を接種したNF-kBp50欠損マウスから採取した血清、正常マウスの脳とNF-kBp50欠損マウスの脳を含む臓器標本、正常マウス

の脳とNF-kBp50欠損マウスの脳を含む画像データの管理・保管状況。

(4) 当該実験に関し、実験経過の詳細を記載した実験ノートに記載内容。実験ノートには、何匹のマウスを用いたか、いつ各ワクチン等を接種したNF-kBp50欠損マウスから血清を採取したか、どの血清を用いて別の正常なマウスの脳切片にふりかけたか、いつどの臓器を摘出したか、脳以外のどの臓器を観察・評価したか、血清・臓器標本・画像データの管理・保管状況等がどのように記載されているか。

(5) 当該実験から導かれる科学的な評価

(6) その他平成26年3月5日初回接種のマウス実験に関する一切の事項

## 5 平成26年7月1日以降開始のマウス実験の内容と科学的な評価

(1) 当該実験につき、何匹のマウスを用いたか、いつ各ワクチン等を接種したNF-kBp50欠損マウスから血清を採取したか、どの血清を用いて別の正常なマウスの脳切片にふりかけたか、いつどの臓器を摘出したか、脳以外のどの臓器を観察・評価したか。

(2) 上記(1)の実験デザインにつき、事前に動物実験計画を作成していたか、また、当該計画の承認を得ていたか。平成28年7月22日になって事後的に動物実験計画承認申請書が提出されたのはなぜか。

(3) 当該実験に関し、各ワクチン等を接種したNF-kBp50欠損マウスから採取した血清、正常マウスの脳とNF-kBp50欠損マウスの脳を含む臓器標本、正常マウスの脳とNF-kBp50欠損マウスの脳を含む画像データの管理・保管状況。

(4) 当該実験に関し、実験経過の詳細を記載した実験ノートに記載内容。実験ノートには、何匹のマウスを用いたか、いつ各ワクチン等を接種したNF-kBp50欠損マウスから血清を採取したか、どの血清を用いて別の正常なマウスの脳切片にふりかけたか、いつどの臓器を摘出したか、脳以外のどの臓器を観察・評価したか、血清・臓器標本・画像データの管理・保管状況等がどのように記載されているか。

(5) 当該実験から導かれる科学的な評価

(6) その他平成26年7月1日以降開始のマウス実験に関する一切の事項

6 平成27年12月28日のプログレスミーティングについて

(1) 本件マウス実験に関し、原告池田修一及び塩沢教授に対し、どのような報告をしたか。

(2) 甲7のスライド31・32に関し、なぜ、各ワクチン等を接種したNF-kBp50欠損マウスの脳を観察したものではなく、接種したNF-kBp50欠損マウスから血清を採取し、これらの血清を別の正常なマウスの脳切片にふりかけたものなのか、その理由を原告池田修一及び塩沢教授に説明したか。

(3) 各ワクチン等を接種したNF-kBp50欠損マウスの脳の画像の存在を原告池田修一及び塩沢教授に説明したか。

(4) 甲7のスライド31・32には、各ワクチン等の接種から2ヶ月後、4ヶ月後、12ヶ月後に、接種したNF-kBp50欠損マウスから血清を採取したと記載されているが、甲7のスライド31・32以外に、これらの血清を別の正常なマウスの脳切片にふりかけた画像の有無につき、原告池田修一及び塩沢教授に説明したか。

(5) 甲7のスライド31・32に関し、マウス何匹を用いた実験結果なのか、統計的・科学的に意味のある結果なのか、原告池田修一及び塩沢教授と議論したか。

(6) その他プログレスミーティングに関する一切の事項

7 NEWS 23における原告池田修一の発言について

(1) 本件マウス実験に関するNEWS 23における「子宮頸がんワクチンを打ったマウスだけ脳の海馬とって、記憶の中核があるところに異常な抗体が沈着して、海馬の機能を障害していそうだ。」「これは明らかに脳に障害が起こっているということです。ワクチンを打った後、こういう脳障害を訴えている患者さんの共通した客観的所見がこうじゃないですか、ということを提示できている。」との原告池田修一の発言は、誤りか。なぜ、原告池田修一がこのような誤った発言を全国ネット

放送のテレビで行ったと証人は考えるか。

(2) 原告池田修一は、「サーバリックス 14M-1 マウス●●」と記載された標本を顕微鏡で自ら観察し(乙1の2分45秒以降)、また、「末梢神経病変」とのスライドを示した上で約9ヶ月後に異常が現れたとしているが、こうした標本やスライドは証人が原告池田修一に提供したのか。「約9ヶ月後に異常が現れた」との原告池田修一の発言は、誤りか。

(3) 本件マウス実験の結果を、全国ネット放送のNEWS23で公表することにつき、証人は承諾していたのか。

8 平成28年3月16日のメディアに公開された本件成果発表会における原告池田修一の発表について

(1) 甲4の30枚目上段のスライド(甲5)において、「サーバリックスだけに自己抗体(IgG)沈着あり」との記載のほか、「白丸」が付されているが、上記記載と「白丸」を付したのは誰か。

(2) 甲4の30枚目下段のスライド「皮内神経の観察」及び甲4の31枚目上段のスライド「末梢神経病変」とのスライドは誰が作成したのか。

(3) 甲4の31枚目下段のスライドの「今後の取り組み」には、「サーバリックス接種群においてのみ、マウス海馬への自己抗体(IgG)の沈着、末梢神経障害あり」と記載があるが「末梢神経障害あり」との記載は誰が記載したのか。

(4) 原告池田修一は、「だからこのマウスは脳と末梢神経とを同時に障害を受けていそうだ。」(丙37の39分12秒以下)と発言し、子宮頸がんワクチンを打っていないマウスの脳画像であるにもかかわらず、子宮頸がんワクチンを打ったマウスの脳画像であるとの事実に反する発言を行った上、子宮頸がんワクチンによってワクチンを接種したマウスの脳そのものに障害が発生したという事実を述べているが、これは誤りか。

(5) 本件マウス実験の結果を、メディアに公開された本件成果発表会で発表する

ことにつき、証人は承諾していたのか。

## 9 本件マウス実験に関する宮川剛教授とのやり取りの経過

### 1 0 証人が本件取材に応じることとした経緯

#### 1 1 本件取材における証人の発言内容の趣旨

#### 1 2 予備調査委員会について

(1) 証人は、予備調査委員会に対し、いかなる資料を提出したのか。

(2) 予備調査委員会の調査にあたり、原告池田修一は証人に対し、本件マウス実験の実験デザイン、実験データの詳細につき、実験ノート、プログレスミーティングの資料、画像データ、保存された血清・臓器標本等の提供を求めて確認したか。

#### 1 3 事後的な動物実験計画の承認申請について

平成28年7月22日、証人により、本件マウス実験にかかる動物実験計画承認申請書が、原告池田修一を経て学長に申請され(丙7)、即日承認されているが(丙8)、この動物実験計画承認申請書の提出にあたって、原告池田修一は証人に対し、本件マウス実験の実験デザイン、実験データの詳細につき、実験ノート、プログレスミーティングの資料、画像データ、保存された血清・臓器標本等の提供を求めて確認したか。

#### 1 4 本調査委員会について

(1) 証人は、本調査委員会に対し、いかなる資料を提出したのか。証人が保存・管理していたすべての血清、臓器標本、画像データ、実験ノート等の生データを提供したのか。



(2) 本調査委員会の調査にあたり、原告池田修一は証人に対し、本件マウス実験の実験デザイン、実験データの詳細につき、実験ノート、プロGRESSミーティングの資料、画像データ、保存された血清・臓器標本等の提供を求めて確認したか。

(3) 平成28年9月28日の第2回本調査委員会のヒアリングの際、証人は、本件マウス実験に関し、いかなる説明をしたのか。

#### 1.5 本件各記事の発表後の原告池田修一とのやり取りについて

(1) 本件マウス実験にかかわる証人の別件訴訟において、証人は、本件各記事が公表されたことにより、国際医療福祉大学から解雇された、本件各記事のような研究不正はないと主張しているが、原告池田修一との潜在的な利益相反のある別件訴訟について、なぜ清水勉弁護士に依頼したのか。

(2) 証人が、本件マウス実験に関する対応につき、清水勉弁護士に初めて相談したのはいつか。

(3) 平成27年12月28日のプロGRESSミーティングの資料とされる甲17を原告池田修一に提供したのはいつか、清水勉弁護士に甲17を提供したのはいつか。

(4) 原告池田修一は、宮川剛教授から求められた本件マウス実験の生データ開示及び発表内容訂正について(甲8・11頁(2))、証人と相談したか。原告池田修一が生データ開示及び発表内容訂正を行わないと判断した理由を聞いているか。

#### 1.6 その他本件に関する一切の事項

以上